

北部大阪都市計画事業
佐井寺西土地区画整理審議会傍聴内規

(趣旨)

第1条 この内規は、北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理審議会（以下「審議会という」。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものである。

(傍聴人)

第2条 審議会を傍聴できる者は、地区内の宅地の所有者及び宅地について借地権を有する者とする。（親族、親権者及び信託委託（受益）者を含む。）

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は原則5名とする。ただし、会場の広狭を考慮して、会長の判断により増減するものとする。

(審議会の傍聴)

第4条 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所で傍聴人名簿に氏名及び住所等を記入し、会長の許可を得て、入室するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始の15分前から会議の開催予定時刻までとする。

3 傍聴者の決定は、会議の開催時刻の時点で傍聴定員を超えている場合は、抽選により行う。

(会長の指示)

第5条 傍聴人は、審議会会場では、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、録音機、撮影機の類を携帯している者
- (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
- (4) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は携帯している者
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 飲食しないこと
- (4) その他、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次に掲げる場合には、退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき
- (2) 傍聴人が第7条に違反し、会長が退場を命じたとき

附 則

この内規は、令和3年8月23日から施行する。